

自筆証書遺言の方式に関する近時の最高裁判決

中山 実郎*

The Recent Supreme Court Judgements on Wills Written by the Testator — A study of the decisions of Nov. 20, 2015 and Jun. 3, 2016 —

Jitsuro Nakayama*

Abstract

The Civil Code stipulates strict provisions about what we write in a last will and testament. For example, methods are specified for changing the contents of a will and destroying it. Also, when we write a last will and testament on our own, we have decided to sign or stamp the wording of this final will and testament. Recently, the Supreme Court has given two important rulings on the provisions of wills. These two sentences contain important content in order for us to write a will. Due to my strong interest in these two rulings, I decided to study the contents of the judgments.

キーワード

自筆証書遺言の方式、遺言書の文面への斜線引き、遺言の撤回、遺言書の破棄、
遺言書の加除・変更、自筆証書遺言の押印要件、遺言の完結、
遺言者の真意の確保、指印の有効性花押の有効性、特別な事情の存在、
花押によって押印に代えたとする慣行ないし法意識、
押印要件の緩和 押印要件が否定される限界的事例

はじめに

民法 960 条は遺言に厳格な方式を要求しており、自筆証書遺言について同法 968 条が規定し、そして、遺言の撤回に関しては同法 1022 条が、遺言の撤回は原則として遺言の方式によらなければならないと定める。このように、遺言が厳格な要式行為であることから、遺言者が故意に遺言書を破棄したときなど、一定の場合には、遺言の方式によることなく

* なかやま じつろう：大阪国際大学グローバルビジネス学部非常勤講師〈2017. 9. 13 受理〉

撤回の効力を生ずるとし（民法 1023 条、1024 条）、民法 1024 条前段は遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分について、遺言を撤回したものとみなされると定めている。

近時、最高裁はこの遺言の方式に関し、2つの重要な判断を下している。まず、最二判平成 27.11.20（民集 69 卷 7 号 2021 頁・以下「平成 27 年判決」という）は、自筆証書遺言の左上から右下にかけて、文面全体に赤色ボールペンで 1 本の斜線が引かれたものにおいて、同遺言が撤回されたか否かが争われた事案について、遺言者が遺言書に故意に斜線を引く行為は、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当するとして、同遺言を撤回したものとみなし、同遺言の効力を否定した。平成 27 年判決については、結果として、後掲通説的見解とは異なり、自筆証書遺言の有効性を否定することになり、自筆証書遺言の要件緩和の流れを作るものとして注目される¹⁾。

その一方で、最二判平成 28.6.3（民集 70 卷 5 号 1263 頁・以下「平成 28 年判決」という）は、いわゆる花押に関して一応の合理性を認めながらも、花押を書くことを押印とは認められないと、自筆証書遺言の要件緩和をめぐる問題について、制限的な解釈を示しており、押印要件の有効性に対して「限界的事例」を最高裁が明示したものとして、実務上も重要と位置付けられている²⁾。

そこで、本稿では、自筆証書遺言の方式をめぐり、平成 27 年判決が、遺言書の文面が抹消された場合につき、いかなるものであれば破棄に当たるか、そして、平成 28 年判決が押印要件に関する花押の有効性という、これまで最高裁判例が未出であったそれぞれの問題について、最高裁が初めて見解を明らかにした点に注目し、これら 2つの重要判例を分析するとともに、併せて民法 968 条・1024 条に関する判例および学説を検討する。

I 最二判平成 27.11.20（民集 69 卷 7 号 2021 頁）

1. 事案の概要

(1) Aは昭和 61 年 6 月 22 日、罫線が印刷された 1 枚の用紙に同人の遺産の大半を Y（被告・被控訴人・被上告人）に相続させる遺言内容の全文、日付および氏名を自書し、氏名の末尾に同人の印を押して、自筆証書遺言（以下「本件遺言書」という）を作成した。

(2) Aは平成 14 年 5 月に死亡し、その後、自宅に隣接する Aの経営する医院内にあった麻薬保管金庫から本件遺言書およびそれが入った封筒が発見された。これらが発見された時点で、既に当該封筒の上部は切れ、本件遺言書には、赤色のボールペンで 1 本の斜線（以下「本件斜線」という）が引かれていた。なお、本件遺言書および上記封筒を上記金庫内に入れた人物は A以外には考えられないことから、本件斜線は Aが故意に引いたものと認められる。

(3) 原審（広島高判平成 26.4.25 民集 69 卷 7 号 2033 頁）は上記事実関係の下において、本件斜線が引かれた後も、本件遺言書の元の文字が判読できる状態である以上、本件遺言書

に故意に本件斜線を引く行為は、民法 1024 条前段により遺言を撤回したものとみなされる「故意に遺言書を破棄したとき」には該当しないとして、X（原告・控訴人・上告人）の請求を棄却すべきものとした。

(4) 原審判断に対して、最高裁は、下記のとおり判示して、原判決を破棄、第 1 審判決（広島地判平成 25.11.28 民集 69 卷 7 号 2027 頁）を取り消し、X の請求を認容した。

2. 最高裁の判断

最高裁は、自筆証書遺言書に改変等を加える行為について、それが遺言書中の加除その他の変更にあたる場合には、民法 968 条 2 項所定の厳格な方式を遵守したときに限って、変更としての効力を認める一方で、それが遺言書の破棄にあたる場合には、遺言者がそれを故意に行ったときに、その破棄した部分について、遺言を撤回したものとみなすこととしている（1024 条前段）、そして、前者は遺言の効力を維持することを前提に、遺言書の一部を変更する場合を想定した規定であるから、遺言書の一部を抹消した後も、なお元の文字が判読できる状態であれば、民法 968 条 2 項所定の方式を具備していない限り、抹消としての効力を否定するという判断もあり得よう、ところが、本件のように、赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから、その行為の効力について、一部の抹消の場合と同様に判断することはできないと解し、以上によれば、本件遺言書に故意に本件斜線を引く行為は、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当するというべきであり、これにより、A は本件遺言を撤回したものとみなされることになる。したがって、本件遺言は効力を有しないと判決した。

3. 問題の所在と判決の意義

平成 27 年判決は、自筆証書遺言につき、遺言者が故意に遺言書の文面全体を斜線引きあるいは一部の文字の抹消し、結果として、遺言書の元の文意または文字が判読可能な状態であった場合に、それらが民法 1024 条前段の破棄にあたるか否かという問題について、初めて最高裁が判断を示したものである。

本件は遺言書の検認手続から約 10 年後に提起された遺言書無効確認請求の事案であり、当然、遺言者の真意を確認することは叶わないことから、文面全体に斜線引きされた本件遺言書につき、後記通説的見解に照らし、加除・変更の方式性とその客観的意味とのどちらを重視すべきかが争点となった³⁾。

遺言書の破棄について、民法 1024 条は「遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす」と規定しており、この破棄には、焼却や破り捨てるなどして、遺言書の形状自体を破壊する行為に加えて、遺言書自体はそのまま残るものの、その文面を塗潰すなどして読めなくした場合も含むとされる。

さらに、遺言書の内容に関する加除その他の変更について、民法 968 条 2 項は、「自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」とその要件を定めている。

今回争われたのは、遺言者が文面全体に斜線を引きながらも、遺言書の文面は読める状態で残された遺言書の効力についてである。本件事案のように、文面全体に斜線引きがされた後も、遺言内容の読取りが可能なものについて、これまで、後掲通説は、遺言書の加除・変更の問題として捉えたとの理解を前提に、民法 968 条 2 項の規定に照らし、破棄には該当しないとの立場をとっていた。

この問題について、平成 27 年判決は、これまでの通説的見解とは異なり、全面的に斜線引きがなされた遺言について、これを民法 1024 条前段にいう「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、本件遺言書を撤回したものとみなされると解釈している。判決はこれまで明確にされていなかった全部破棄と一部破棄とを区別したうえで、遺言者が自筆証書遺言である遺言書の文面全体を斜線引きする行為は、元の文字を判読できる状態であっても、遺言の全部破棄に当たると判断した点で重要な意義を有すると考えられる⁴⁾。

4. 遺言の撤回と方式

撤回とは、未だ効力の発生していない意思表示について、その効力の発生を阻止することをいい、遺言の撤回について、民法 1022 条は、遺言者はいつでも遺言を撤回することができる（遺言撤回自由の原則）。遺言撤回自由の原則は、民法が遺言者の遺言撤回権の放棄を禁じており（民法 1026 条）、したがって、遺言自由の原則より導き出される一内容をなすものと定義される⁵⁾。

学説も、遺言書を作成した時点から遺言が効力を生ずる時点までという時間の経過を配慮して、遺言は死亡の瞬間における遺言者の意思を尊重し、それを実現するための制度という趣旨に照らし、遺言者がかつてなした意思表示に永久に拘束されるとすると、遺言の目的に反し、遺言者にとって甚だ酷であるとの理解を示している⁶⁾。

また、遺言は相手方のない単独行為であり、遺言の効力が発生するまで、遺言処分の名宛人が法律上の利益を取得することはなく、そのため、遺言の撤回によって害される第三者の権利は存在しない⁷⁾。そもそも、遺言撤回自由の原則は当然に認められる原則であるから、民法 1022 条は撤回の自由を認めたというよりは、遺言を撤回することにつき、後々疑義が生じないように、遺言方式によって撤回の意思表示をするよう定めた点に意義があるとされる⁸⁾。

このように、遺言の撤回について、民法は遺言の方式に従った撤回の意思表示によることを原則としているが（民法 1022 条＝明示の撤回）、この明示の撤回とは別に、例外として、民法は遺言者に撤回の意思表示があるものと推定し得る一定の事実（遺言者の一定の行為）が存在する場合には、遺言者の遺言撤回に関する意思の有無を問うことなしに、遺言を撤回したものとみなされる場合がある旨定めている（民法 1023 条・1024 条＝法定撤

回)。

なかでも、民法 1024 条は、遺言者による遺言書の故意破棄（同条前段）および遺贈の目的物の故意破棄（同条後段）による撤回について規定しており、遺言者の故意による破棄により撤回したとみなされるための要件として、遺言者自身が破棄すること、遺言書が破棄されること、遺言者が故意に破棄することの 3つを充たさねばならないとしている⁹⁾。したがって、遺言者自身の故意による遺言書の破棄という要件から、遺言者が遺言の破棄を第三者に依頼した場合や、第三者による破棄が遺言者の意思に基づくものであることが明らかであるような事情が認められる場合を除いて、第三者による遺言書の破棄は撤回とはみなされないことになる。

また、遺言者の故意について、いかに解すべきかに関し、学説は破棄の故意を意味するとし、すなわち、遺言者が遺言書であることを認識した上で、これを破棄する意思をもって破棄したことが必要であるとし、遺言を撤回する旨の故意までは必要ではないとしている¹⁰⁾。そのため、ここでは、過失または不可抗力による破棄は含まれないことになる。しかし、遺言者の破棄の意思が認められない第三者の行為や、過失・不可抗力によるものであったとしても、遺言書の一部または全部が判読不能の状態となれば、破棄されたと同じ結果になるとの疑問が呈されている¹¹⁾。

5. 遺言書の破棄による遺言の撤回について

いかなるものであれば破棄に当るか、遺言者が故意に遺言書の文面全体に斜線を引いた行為が民法 1024 条の破棄に該当するか否かが平成 27 年判決事案の争点である。そこで、遺言中の文字を抹消する行為は、民法 1024 条前段の遺言の破棄かあるいは同法 968 条 2 項が定める変更のいずれに当たるかについての判断基準が求められる。

民法 1024 条にいう破棄の解釈をめぐっては、管見の限り、公刊物登載の裁判例は確認できないが、学説はこれまで次のように議論していた。まず、自筆証書遺言において、通説は、破棄といえるためには、焼捨て、切断、切捨てなど遺言書自体の有形的・物理的破棄に加えて、文字を塗り潰すなどして元の文字を判読できない程度に抹消することも破棄に含まれるとし、文面に斜線や棒線を引くような元の文字を判読できる程度の抹消であれば、破棄ではなく、変更ないし訂正になるとして、一定の形式を具備しない限り、元の文字が効力を持つとしている（見解 1）¹²⁾。ただし、通説は全部破棄と一部破棄とを区別した上で議論するという前提には立っておらず、したがって、本件遺言書のように文面全体を斜線引きするような場合を想定していないと思われ、本件事案との関係については、明らかではない¹³⁾。

この通説の見解に対して、原則通説の立場に立ちながらも、判読可能であっても、抹消部分については、遺言者が遺言意思を喪失している可能性が高いと考え、その限りで遺言が無効となることもあり得るとして、民法 968 条 2 項は自筆証書遺言等の遺言書の加除・変更について厳格な方式を求めており、通説の見解によれば、同項の方式を充たしていない変更がなされたときは、当該変更箇所のみが無効となり、変更前の遺言が方式を充たし

ている限り、変更前の内容のものとして有効に成立するとする説がある（見解2）¹⁴⁾。

また、これも基本は通説の見解に拠りながらも、署名を2本棒で消してあるような場合は遺言書の破棄となるとし、民法968条2項が遺言書変更には厳格な要件を求めていることとの均衡上、撤回の意思を主張する者には重い立証責任を課すべきという見解や（見解3）¹⁵⁾、遺言書における不備は直ちに方式不備となるものの、署名、押印、日付の抹消についても、遺言書の破棄となる¹⁶⁾、さらに、変更は遺言の維持を前提とする作業であるから、部分的破棄との区別は困難であるとしても、全体的破棄との区別は可能であるとした上で、文面が判読できる状態であっても、全体が塗抹されたり斜線で消されたりした遺言書は、それが遺言者によるものであるならば、変更ないし訂正の方式に則していなくても、破棄されたと解すべきであると本判決の考えに近いと思われる説（見解4）等¹⁷⁾、それぞれ、細部において異にする見解がみられる¹⁸⁾。

公正証書遺言にあっては、原本が公証役場に保管されている関係から、遺言者が自身の正本を故意に破棄する行為が、果たして破棄に該当するか否かが問題となる。大判昭和18.3.19（民集22巻185頁）は、遺言者が保管していた公正証書の正本を焼却し、併せて、受遺者が保管していた公正証書の正本を返却させた後に、これも焼却させた行為について、遺言の撤回に当たると判断している。また、下級審判断では、東京地判昭和58.3.23（ジュリ809号判例カード86）は、「法が公正証書により遺言書を作成することを認めたのは、公的機関である公証人が遺言書の作成に関与し、その原本を公証人が保管することにより第三者によりその内容が改変されたり、あるいは遺言書自体が破棄隠匿等されたりすることを防止しようとの趣旨にあると考えられるので、右趣旨からいえば、遺言書の破棄は、遺言書自体についてなされなければならないので、公正証書遺言の場合は、その原本が公証人役場に保存されている限り遺言者が手元にある正本を破棄してもこれにより遺言の効力が生じるとはいえない」として、後記通説に類似した判断を示している。

公正証書遺言の破棄について、通説は、たとえ、正本を破棄しても、原本が公証役場に存在し続けることから、正本の破棄だけでは撤回とはみなされず、公正証書遺言の破棄も必要と説く¹⁹⁾。これに対して、原本の意義は遺言が原本通りに公正証書遺言されたことを証明するにとどまり、したがって、遺言者の故意による正本の破棄が立証される限り、民法1024条前段の破棄に当たるとする有力説がある²⁰⁾。また、公正証書遺言は正本が遺言書であるから、正本破棄をもって、遺言の撤回と解すべきとする説や²¹⁾、正本の破棄について、遺言者が既に遺言の意思を失っている可能性があり、その限りで、当該遺言は無効と解すべき余地があるとの見解がみられる²²⁾。

6. 検討

1) 下級審判決について

第1審は、証拠とされたAが書き損じにより斜線引きした年賀はがきとの対比から、本件斜線を引いたのは、Aと認められる、Aは少なくとも一時的に本件遺言について撤回の

意思を有していたことが推認されたとした上で、「遺言の撤回については遺言の方式に従って行うことが要求されることに鑑み（民法 1022 条）、これと同じ効果が導かれる遺言書の破棄の定義についても厳格に解釈されるべきであるから、焼捨て、切断、一部の切捨てなど遺言書自体の有形的破棄の場合のほか、遺言書を抹消して、内容を判読できない程度にする行為も破棄に当たるが、元の文字を判読できる程度の抹消であれば、破棄ではなく、変更ないし訂正として一定の形式を備えない限り、元の文字が効力をもつことになる」との理解を示し、本件遺言書の各文字は、本件斜線が引かれた後も判読可能な状態を維持しており、しかも、A が本件遺言書を死亡時まで金庫内に保管していたことからすれば、A が継続的に本件遺言について、撤回の意思を有していたとは認められないとし、本件遺言については、斜線が引かれた後も判読可能な状態を維持していること等を理由に、遺言書の文面全体に斜線を引いたことは、遺言書を撤回する行為（破棄）には当たらないとした。

続く原審も、「遺言の撤回とみなされる遺言の破棄とは、焼却や破り捨てといった物理的破棄かこれに準ずる文字等の記載内容の抹消を意味すると解すべきであり、原文が判読できる状態で傍線を引いているだけでは、格別の事情がない限り、遺言書の破棄には当たらないと解される」として、第 1 審判決を正当とした。原審の判断は、本件遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、元の文字が判読可能な程度の抹消にとどまる故に遺言の破棄とはならず、変更となり、しかも、当該行為が民法 968 条 2 項の方式に従っていない以上、変更の効力は認められないとする通説的見解に立ったものと考えられ、結果、本件遺言は元の文面のものとして有効との判断を示したものと思われる²³⁾。

2) 最高裁判断

1 審、原審の判断に対して、最高裁は、「遺言書の一部を抹消した後もなお元の文字が判読できる状態であれば、民法 968 条 2 項所定の方式を具備していない限り、抹消としての効力を否定するという判断もあり得よう」と含みを持たせた上で、「本件のように遺言者が故意に遺言書の文面全体に赤色ボールペンで斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当である」と、本件遺言書に故意に本件斜線を引く行為は、民法 1024 条前段の「故意により遺言書を破棄したとき」に該当すると判決し、遺言者 A の行為に対して、もはや民法 968 条 2 項の規律は及ばないとの理解を示している。

判決内容を学説の見解に照らして検討すると、第 1 審および原審は、見解 1 の通説的立場に立ち、斜線が引かれた本件遺言書を加除・変更の問題として捉えていたのに対し、最高裁は、見解 4 に近い考えを採用したものと考えられる。さらに、最高裁は、遺言者の故意に関して、斜線を引く行為が「遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当」と言及していることから、学説とは異なり、少なくとも、文面を識別できない程度に記載内容を抹消したのではない場合には、単に意図的に遺言を破棄しただけではなく、遺言を

撤回することに向けられた意思があることが判断の基礎とされているように思われる²⁴⁾。

7. 判決の射程

自筆証書遺言の抹消に関して、引き続き様々な事例が想起され、判決の射程範囲については、遺言の方式ごとに十分検討する必要があるだろう。平成27年判決の法理は、これまでの通説的見解を一部修正したものと捉えることができ、しかも、医師である遺言者しか本件遺言書を麻薬保管金庫に保管し得なかった等、本件事案特有の事情によるところが大きいと思われる。ただし、1審判決が本件遺言書の文面全体に斜線引きがされた後も本件遺言書が金庫に保管されていた事実を重視した点に関して、本判決法理に照らせば、破棄による撤回が認められた後は、保管の状態はさほど問題にはならないと考えられる²⁵⁾。

今後は、本件のような事例の場合、斜線を引いた者が遺言者自身であるか否かの問題と合わせて、遺言者の真意について慎重に判断することが求められ、裁判例の蓄積が待たれるところである²⁶⁾。

8. 今後の課題

斜線を引くことによる抹消行為が、遺言者自身によって行われたものであるかについての判断は容易ではない。遺言者が加筆・修正した場合には、以前より、筆跡等からそれが遺言者によってなされたものであるか否かを判断することは比較的容易とされてきたが²⁷⁾、斜線の場合は、文字の場合と異なり、果たしてそれが遺言者自身によるものかという証明の難しさがある。さらに、例えば、記載内容の全てにわたって、棒線を引いてある場合に、平成27年判決の法理が妥当するかという問題も出てこよう。この問題につき、最高裁が遺言者の行為の客観的意味を重視する立場に立った判断を示したことから、そのような行為は破棄と認められる可能性が高いと思われる²⁸⁾。

また、本件事案のように文面全体ではなく、文面の一部のみに斜線が引かれていた場合など遺言書の一部のみを抹消した場合に、それが撤回の問題となるのか、あるいは、変更ないし訂正の問題となるのかについて、判決は明らかでなく、この点でも、他人の変造等を防ぐために変更の方式を定めた民法968条2項の潜脱を防ぐために、変更ないし訂正の問題として慎重に判断されるべきであろう²⁹⁾。

そもそも、民法968条2項は、その趣旨・文言に照らして、遺言書の一部の変更を念頭に置いた規定と解され、遺言書の文面全体の抹消の場合にまで同項の規律を及ぼすべき必要性・相当性は認められないのではとも考えられる³⁰⁾。判決も遺言書の一部を抹消した場合について、元の文字が判読できる状態であれば、民法968条2項所定の方式を充たしていない限り、抹消としての効力を否定するという判断もあり得るとの考えを明らかにしている。したがって、遺言書の一部を抹消し、抹消後も元の文字が判読可能なときは、これまでとおり、民法968条2項の規律が及び、同項規定の方式を遵守しない限り、抹消の効力は認められないことになろう³¹⁾。

Ⅱ 最二判平成 28. 6.3 (民集 70 卷 5 号 1263 頁)

1. 事実の概要

(1) X (原告・被控訴人・被上告人) および Y ら (被告・控訴人・上告人) は、いずれも亡 A の子である。A は平成 15 年 5 月 6 日付けで遺言書 (以下「本件遺言書」という) を作成、本件遺言書は A が「家督及び財産は X を家督相続人として A 家を継承させる」という記載を含む全文と上記日付および氏名を自書し、その名下にいわゆる花押を書いたものであるが、印章による押印はなかった。A の家は「大新城親方安基」を始祖とする名門で、「第二尚氏」王朝時代に「三司官 (琉球王国の宰相)」を多数輩出しており、始祖を同じくする父系の血縁集団である「門中」は 5 万人以上といわれている。

(2) A は平成 15 年 7 月 12 日に死亡。A はその死亡時に自己が所有していた土地 (以下「本件土地」という) につき、X は主位的に本件遺言書による遺言によって A から遺贈を受けたと主張し、予備的に A との間で死因贈与契約を締結したと主張して、Y らに対し、所有権に基づき、所有権移転登記手続を求めるとした。

(3) 1 審 (那覇地判平成 26.3.27 民集 70 卷 5 号 1277 頁)、原審 (福岡高那覇支判平成 26.10.23 民集 70 卷 5 号 1298 頁) とも X の請求を認容する判断をしたため、Y らは、A は本件遺言書に印章による押印をせずに、花押を書いていたことから、花押を書くことが民法 968 条 1 項の押印の要件を充たすか否かを争うため上告受理申立した。

2. 下級審の判断

第 1 審は「民法 968 条 1 項が自筆証書遺言の方式として自筆のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上でその名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある」と最一判平成元 2.16 (民集 43 卷 2 号 45 頁・以下「平成元年判決」という) が明らかにした法理を踏襲した上で、改めて、花押の一般的な役割について、認印による押印の場合よりも花押を用いる場合の方が偽造するのが困難である、「花押を用いることによって、遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない」、「花押は文書の作成者・責任者を明らかにするために用いられていた署名や草名を簡略化されたものであり、重要な書面において署名とともに花押を用いることによって、文書の作成の真正を担保する役割を担い印章としての役割も認められている」との理解を示して、本件花押の有効性に関して、「A 家においても重要な文書において花押が用いられていたことや A も契約書等の書面においては署名と印章を用いていたものの色紙への記載に花押を用いるなどしていたこと」、「本件遺言書に認められる A の花押の形状等も併せ鑑みると、A による花押をもって押印として足りると解したとしても、自筆証書遺言である本件遺言書における A の真意の確保に欠けるとはいえないし、花押が日常的に用いられるものとはいえないことを考慮しても、

前記趣旨に反するものとはいえない」と結論付けた。

原審は、「本件遺言書においてAの印章が用いられていなかったり、財産の特定がされていなかったり、『家督相続人』という文言が用いられていたり、色紙が用いられて誤記について線で消すのみであるというだけでは、本件遺言書について、Aがその財産をXに包括遺贈するという趣旨であることを否定できないとするのみで、押印がなく花押が記載された自筆証書遺言を有効と判断し、同遺言によりXは本件土地の遺贈を受けたとして、Xの請求を認容すべきものとした。

3. 最高裁の判断

下級審がXの主張を概ね容認する判決をしたのに対し、Yらは、Aは本件遺言書につき、自署名下に花押を書いたのみで、自筆証書遺言の押印要件を充たしていないとして上告受理申立てしたことについて、最高裁は、「民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解される」と、1審同様平成元年判決の立場を踏襲した上で、「我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである」、「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない」と、原判決中Xの請求に関する部分を破棄し、Xの予備的主張である死因贈与契約についてさらに審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

4. 問題の所在と判決の意義

花押が自筆証書遺言の押印要件を充たしているか否かの問題について、これまで管見の限り、公刊物に登載された裁判例は確認されない。花押の「押」とは書名のことであって、花押は花のようにきれいに書いてある書名という意味とされる。印章と花押との関係については、歴史的に花押は書判の一種として、戦国時代頃までは多く用いられたが、それ以降は文書の増加に伴い、花押を書くことを簡略化するために印章が広く用いられるようになったとされる³²⁾。ちなみに、内閣においては、閣議調書に閣僚の意思を表す印として毛筆で花押を書くことが内閣制度創設以来の慣習となっている³³⁾。

なお、旧刑事訴訟法（大正13年1月1日施行）74条1項は、捺印（押印）できないときは「花押又ハ拇印スヘシ」と定め、花押と拇印が捺印の代替として法文上認められていた。また、旧刑事訴訟法（明治23年11月1日施行）20条が規定する捺印の解釈をめぐり、大判明治32.5.16（刑録5輯5巻49頁）は、「花押ハ我国従来慣用シ来リタル一種ノ印ナレ

ハ判事ノ名下ニ花押アル以上ハ捺印ナシト云ウヘカラス」と花押を「一種の捺印」と認める判断を示している。

平成28年判決事案においては、花押はいわゆるサインや記号と外形的に区別し得るものであるか、遺言者が押印の代わりに継続的に花押を使用する意思の存在が認められるのか、また同人がこの意思を有することを要するかなどの点について争われた。平成28年判決は、平成元年判決が指印をもって足りる旨を判示した後に、自筆証書遺言の押印要件に関する残されていた問題に対して、最高裁が判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要と思われる³⁴⁾。

5. 自筆証書遺言における押印の要件

民法960条の趣旨は、前記のとおり遺言者の真意を確保するためであり、遺言者の真意を遺言者の死後に直接確認することはできないため、遺言者の真意に基づいて遺言されたことを判断するに適した方式を定めておき、これを充たしたものに遺言としての効力を認めることにあるとする³⁵⁾。

自筆証書遺言の方式について、民法968条1項は、遺言者による全文、氏名、日付の自書に加えて、押印を要求している。押印の要件については、フランス民法970条を参考とする旧民法草案1789条以来のもので³⁶⁾、フランス民法にはない印章による押印は我が国の慣習に従って付け加えたとされている³⁷⁾。

押印要件については、初期の段階では肯定説が有力であったが、遺言者の同一性を確保するという点において、自書要件と重複するとの観点から、近年は批判的な見解が多くみられ、さらには押印を不要とする立法論も主張されている。

初期の学説として、押印は遺言を完成させるための要件とする理解や³⁸⁾、我が国においては押印を重視する法意識が強い傾向にあることを根拠とするもの³⁹⁾、遺言を重要な法律行為である故に目的論的にその方式性を安易に緩和すべきではないとすると主張等がみられる⁴⁰⁾。なかには、押印要件の厳守を原則肯定するも、遺言の解釈においては、遺言の方式性によって、遺言意思の真正が担保されることが第一義的な要素であり、遺言者の最終意思の尊重といっても、自ずと限度があるという考えを述べているものがある⁴¹⁾。

これら肯定説に対して、「他の証拠から正式性が確認できるなら、押印の要件は外してもよい」とするなど⁴²⁾、全文の自書があれば押印要件をあまり厳格に取り扱う必要はないとする批判が多い。この他に、立法論として押印要件の撤廃もしくは解釈上要件を緩和すべきとする説や⁴³⁾、民法は単に押印という行為を要求するのみで、押印に用いる印章の形式等に関し法文上の規定を設けておらず、判例もいわゆる三文判等の認め印でもよいとしていることから（最判平成元.6.23判時1318号51頁）、その実効性に疑問を呈するものがあり、近年は同旨を主張する学説が多い⁴⁴⁾。

押印要件を肯定する見解の背景には、方式を充たしていない遺言を真意によるものと立証して有効になるとすれば、真意の立証手段が拡大し、不毛な争いを徒に煽ることにつながるとの問題性が挙げられている⁴⁵⁾。また、押印要件の撤廃もしくは緩和を主張する立場

は、総じて押印を欠いた遺言を必ずしも無効とすべきではないと主張する。その根拠として、氏名の自書と押印という要件の趣旨が重複すること⁴⁶⁾、押印は他人によっても容易になされるおそれのあること⁴⁷⁾、遺言者の意思をできるだけ達成させることが遺言制度の目的に適うこと⁴⁸⁾、押印は意思表示の構成要素ではなく、いわば外在的補強要素に過ぎないこと⁴⁹⁾、ましてや、クレジットカード使用における署名のみの適用性やインターネット上の取引等、印章を必要としない契約形態の今日的増加をみれば、押印に拘泥すること自体がもはや社会生活上逆行であることなどが挙げられている⁵⁰⁾。

6. 押印を欠いた自筆証書遺言の効力に関する判例

1) 下級審関係

押印を欠いた自筆証書遺言の効力に関する下級審判例として、熊本地八代支判昭和34.12.8（下民集10巻12号2576頁）は、遺言者の真意と認められる場合は、遺言無効とすべきではないとし、その一方で、東京地判平成12.9.19（金商1128号61頁）は、印章が記載されていないことを理由に、遺言を無効とする判断を下している。また、東京地判平成18.6.23（LLI/DB06132460）は、アルファベット2文字を組み合わせた形象を押印と認めたものの、遺言者が自筆証書遺言について当該形象をもって押印とする意思が認められないとして、自筆証書遺言の効力は否定している。そして、東京地判平成25.10.24（判時2215号118頁）は、片仮名を崩したサイン様のもののおよびひらがな1文字を○で囲った「いわゆるサイン等の略号」について、自筆証書遺言の押印要件を充たすものではないとした。このように、下級審判決においては、押印を欠いた遺言書を事情によっては有効とする傾向が一般化しているとみる段階にはないと思われる⁵¹⁾。なお、東京地判昭和61.9.26（家月39巻4号61頁）は、遺言者の依頼により他人が押印した自筆証書遺言を有効としている。

2) 最高裁関係

最三判昭和49.12.24（民集28巻10号2152頁）は、いわゆるサインを用いた自筆証書遺言について、「英文の自筆遺言証書に遺言者の署名存するが押印を欠く場合において、同人が遺言書作成の約1年9カ月前に帰化した白系ロシア人女性であり、約40年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いて、ヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等とくに先方から要求されるものに限られていた等原判示の事情があるときは、右遺言書は有効と解すべきである」として、「本件遺言書の如く欧文のサインがあるものについては、押印を要件としなくとも、遺言書の真正を危うくするおそれは殆どないものというべきである」とした控訴審判決（大阪高判昭和48.7.12民集28巻10号2164頁）を是認、押印を欠く自筆遺言証書が有効となる場合があることを明らかにした。ただし、同判決については、「よほど特別の事情」が認めら

れた特殊な事例を示したにとどまり、一般的に真意が明らかであれば押印を要しないとする方向で、押印の要件を緩和したものではないと理解されている⁵²⁾。

印章ではなく、拇印ないし指印による押印がなされている自筆証書遺言について、平成元年判決は、前記のとおり民法が遺言者に自書の他押印を要求する趣旨について述べた後、「通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって、遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある」、との見解を示し、指印をもって自筆証書遺言の押印要件を充たすとした（同旨：最判平成元 .6.20 判時 1318 号 47 頁）。

自筆証書遺言において指印をもって押印要件を充たすとする判断について、指印は押印と同様に同じ形象を繰り返し再現させるものであり、しかも、その概念が明確である上に、個人を特定する機能が高いといえる。なお、指印の有効性を認めた判例に対して、押印要件を厳格に捉える立場から、民法が特別方式の遺言（同法 981 条）を認める意義がなくなる等の理由を挙げて、印章ではない指印につき、安易に押印要件を肯定すべきではないとする批判がある⁵³⁾。

また、最判平成 6.6.24（家月 47 卷 3 号 60 頁）は、遺言書本文の自書名下に押印を欠くものの、遺言書を封入した封筒の封じ目の左右に押印された事案につき、封筒の封じ目の押印は、遺言書が完結したことを明らかにする意義を有していると判断した控訴審判決（東京高判平成 5.8.30 家月 47 卷 3 号 63 頁）を採用し、押印の要件を充たしていると判示した。これら最高裁の判断からして、最高裁判例は押印の要件については、これを緩和する傾向にあるとみることができよう⁵⁴⁾。

7. 花押の有効性

花押の有効性について、従前より学説は対立しており、指印との関係を含めて、押印には「印影ノ押捺ヲ要スル」等の理由を挙げて、花押、指印とも否定する説⁵⁵⁾、指印に較べて、花押には押印のような再現性はなく、個人を特定する機能も劣り、花押を押印と同等のものとする認めることはできないと、指印は肯定するが花押は否定する説⁵⁶⁾、そして、花押、指印ともに肯定する説に分かれている⁵⁷⁾。

花押の有効性を否定する説は、文理解釈および遺言者の最終意思といえるかどうかの確認がとれないことを理由に、厳格な要式性を求めている⁵⁸⁾。これと異なり、「筆者の同一性を確認するという上では、認印などより遥かに個性的であり、強いて無効視する要はなからう」とするもの⁵⁹⁾、「要件緩和の要請からみても、またこれらが古くからわが国の慣行上印鑑そのものないしそれと同様の役割を果たしてきていることからみて」有効と考えるべきとするものなど⁶⁰⁾、押印の要件を緩和すべきと主張する見解が多くみられ、総じて押印要件の緩和を主張する説は、花押は認印等に較べてはるか本人の個性を示し得るものであり、要件緩和の要請や花押や指印が古くから我が国の慣行上印章と同様の役割を果たしている等の理由をもって、除外するのは合理的ではないと説く⁶¹⁾。

このように、花押の有効性を肯定する説は、遺言者の最終意思を尊重する立場に立っており、いわゆる三文判による押印よりも、自ら花押を書く方が遺言者の最終意思の尊重という点では好ましいと考える⁶²⁾。

8. 検討

第1審判決が、「花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない」と、消極的肯定と思える判断を示したことに對して、最高裁は平成元年判決が示した自筆証書遺言の押印要件の法理を踏まえて、我が国においては、花押を書くことが印章による押印に代えて文章を完成させるという慣行ないし法意識が存するとはいい難いとして、花押を書くことは民法968条1項の要件を充たしていないと判決した。

本件事案では、Yらは、遺言者AはそもそもXに遺贈する意思はなく、しかも、Aは自筆証書遺言に押印が必要であることを知っていたことから、あえて本件遺言書を有効な遺言書としないために、花押を書いたと主張し、争っていた。

本件事実関係によると、Aは永年公務員として勤務し、寄せ書きの色紙等に花押を書くことはあったものの、契約など各種文書には押印していたのであり、このことからして、前掲最三判昭和49.12.24事案のような押印を欠く自筆遺言証書を有効とすべきとする特別な事情は確認されていない。

この点、自筆証書遺言における押印の要件は、遺言書の作成者を特定することに加えて作成者が有効な遺言書として完成させる意思を有していたことを明確にする趣旨であって、たとえ、当該遺言書の作成者が判明したとしても、押印を欠いたまま花押が書かれた文書を有効な遺言書とすることが、当然に作成者の意思に適うとはいえないものと判断したと思われる⁶³⁾。

判決は押印要件を充たしているといえるためには、押印を要するとした趣旨、すなわち遺言者の同一性・真意確保機能、文書完成担保機能のいずれも欠いてはならないとの理を明確に示し、しかも、原審とは異なり、遺言者の状況等を問わず我国の慣行ないし法意識のみを文書完成担保機能の判断要素とした点でも重要とされる⁶⁴⁾。この判断基準は、押印要件を厳格に捉える立場とも整合的であり、遺言者の真意をめぐる争いを終息させる点からも意義あるものとされる⁶⁵⁾。

平成28年判決は、平成元年判決が「必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある」との根拠を示し、指印の押印要件を肯定したのと対照的に、方式不十分な遺言書を無効としたことで、遺言の押印要件を緩和する傾向に歯止めをかけ、遺言者の意思を遺言制度の枠外で実質的に実現する方向性を示唆したとも考えられる⁶⁶⁾。

9. 今後の課題

民法960条は遺言に厳格な方式を要求しており、その目的は遺言者の死後に当該遺言が

遺言者の真意に基づいて作成されたことを明確に判断するためとする通説的見解に照らすと、その方式具備の有無に関しては、形式的かつ客観的に判断すべきといえ、この点、花押の概念は明確さを欠き、遺言の方式要件の判断基準に適さないことになる⁶⁷⁾。

そのため、方式要件を緩和して解することは、遺言者の真意を明確にするためという方式要件に関する民法の趣旨に反し、無用な紛争を招来するおそれもあり、好ましいとはいえない。しかも、実際に自筆証書遺言を作成する場合に、印章による押印や指印でもなく、あえて、花押を書かざるを得ない状況は極めて稀有と思われ、したがって、花押に押印の効力を認めないことが、将来、自筆証書遺言の利用を阻害する要因とはならないものと考えられる⁶⁸⁾。

平成 28 年判決は、花押の押印要件を否定する理由として、「我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは言い難い」などを理由に挙げている。しかし、これまでに、最高裁は遺言者の事情を配慮した結果、押印を欠いたサインのみが記された遺言書を有効とし⁶⁹⁾、本件原審が花押には「印章としての役割も認められている」と判断したことや、閣議の書類に現在も花押が用いられている状況等を鑑みると、花押を書くことに一応の合理性が認められるのではないかと指摘もみられる⁷⁰⁾。

遺言の方式と遺言者の真意の確保について、遺言の効力が生じるとき、遺言者は既に死亡しており、その真意を確認することは叶わないことから、自筆証書遺言における有効要件には厳格な要式性が求められるとされる。しかし、要式性の厳格さを究めると、遺言者の最終意思の軽視につながるおそれも生じ、方式要件の厳格性と最終意思の尊重との均衡をどのように調整するかという観点からの検討が引き続き求められよう⁷¹⁾。

なお、破棄差戻しにより、Xが予備的主張した死因贈与の成否についての審理が命じられているが、この問題について、先例となる最三判昭和 32.5.21（民集 11 卷 5 号 732 頁）は、死因贈与の方式については、遺贈に関する規定を準用しないと判示し、押印要件を欠いた遺言書について、水戸家審昭和 53.12.22（家月 31 卷 9 号 50 頁）は自筆証書遺言としては無効であるが、死因贈与契約としては有効としている。

おわりに

民法 1024 条は遺言者の故意による遺言書の破棄は、破棄された部分につき、遺言の取消しがあったものとみなし（同法前段）、また、民法 968 条 2 項は自筆証書遺言書に加除その他の変更を加えるには厳格な方式を求めている。高齢化が一段と進む我が国において、相続に関する法意識の高まりに伴い、遺言書の作成、遺言に係る争いは今後一段と増加するものと予想される。

そのような社会的背景の中で、平成 27 年判決は、民法 1024 条前段は、破棄部分が遺言全部にわたる場合と、一部にとどまる場合との双方につき、撤回により当該部分が無効となる旨を定め、また同法 968 条 2 項は、遺言の一部につき、加除または変更を加える場合の方法を定めるものであるとの解釈を前提に、当該事案について、自筆証書遺言の文面全

体に斜線を引く行為は、民法 1024 条の破棄に該当すると判断した。

平成 27 年判決事案では、遺言書作成後遺言者の死亡まで約 16 年間経過しており、このことからしても、一旦原遺言書を作成したものの、その後の事情の変更などにより、遺言書を書き改める必要から原遺言書を破棄する際に、新たな遺言書に書き改める参考に供するため、原遺言内容を判読できるよう斜線引きしておくといった例も起こり得るものと思われる。この点からも、事例判決ながら、最高裁として、遺言が無効となる具体的な事例判断を行ったもので、遺言を撤回する際に明確に破棄するよう遺言者に警鐘を促す判例として重要な先例になると考える。

続く平成 28 年判決は、自筆証書遺言において、印章による押印ではなく、自書名下に花押を書いた場合の有効性について、押印という一般の慣行に従わずに、花押によって遺言書を完結させたと評価し得る特別な事情が認められるか、あるいは花押によって押印に代えりとする慣行ないし法意識が存するか否かという基準をもって判断することを明らかにした。いずれにせよ、本判決は、これまで判例が示してきた押印要件緩和の流れに対して、押印要件が否定される「限界的事例」を最高裁が明示したものとして、実務上重要な判例と思われる⁷²⁾。

脚注

- 1) 松浦聖子「評釈」法セ 750 号 106 頁
- 2) 合田篤子「評釈」新判例解説 Watch 民法家族法 No.86LEX/DB25447990・4 頁
- 3) 金亮完「評釈」新・判例 Watch 民法（家族法）No.84 文献番号 25447598・4 頁
- 4) 金前掲 3) 3 頁
- 5) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）補訂版』有斐閣 2002 年 19 頁 [加藤永一]
- 6) 加藤永一『遺言法の判例と法理』一粒社 1990 年 184 頁、中川＝加藤編前掲 5) 392 頁以下 [山本正憲] 他
- 7) 前田陽一他『民法Ⅳ親族・相続〔第 3 版〕』有斐閣 2015 年 390 頁
- 8) 松原正明『全訂先例判例相続法Ⅳ』日本加除出版 2010 年 331 頁
- 9) 中川＝加藤編前掲注 5) 1413 頁
- 10) 中川＝加藤・前掲) 414 頁 [山本正憲]
- 11) 金前掲 3) 3 頁
- 12) 中川善之助＝泉久雄『相続法〔第 4 版〕』有斐閣 2000 年 640 頁、中川＝加藤編前掲 5) 413 頁 [山本正憲]、穂積重遠『相続法〔第 2 分冊〕』岩波書店 1947 年 377 頁、我妻榮＝立石芳枝『親族法・相続法』日本評論社 1952 年 626 頁、我妻榮他『民法 3 親族法・相続法〔第 3 版〕』勁草書房 2013 年 396 頁
- 13) 金前掲 3) 3 頁
- 14) 阿部徹「遺言の取消（撤回）」島津一郎教授古稀記念『講座現代家族法第 6 卷遺言』日本評論社 1992 年 177 頁
- 15) 泉久雄「遺言の取消」中川善之助教授還暦記念『家族法体系Ⅶ相続（2）』有斐閣 1960 年 243 頁、中川＝泉前掲 12) 640 頁以下、松原前掲 8) 345 頁
- 16) 久貴忠彦「評釈」法時 48 卷 11 号 191 頁
- 17) 伊藤昌司『相続法』有斐閣 2002 年 67 頁
- 18) 金前掲 3) 3 頁、松浦前掲 1) 106 頁、平成 27 年判決コメント金法 2044 号他 71 頁

自筆証書遺言の方式に関する近時の最高裁判決

- 19) 松原前掲 15) 345 頁, 我妻他前掲 12) 396 頁
- 20) 中川 = 泉前掲 12) 641 頁
- 21) 泉前掲 15) 247 頁
- 22) 阿部前掲 14) 177 頁
- 23) 前掲 18) コメント 71 頁
- 24) 上田誠一郎「評釈」法教 427 号 48 頁 2016 年
- 25) 金前掲 3) 4 頁
- 26) 金前掲 3) 4 頁, 松浦前掲 1) 106 頁
- 27) 上田・前掲 24) 50 頁
- 28) 金前掲 3) 4 頁
- 29) 松浦前掲 1) 106 頁
- 30) 前掲 18) コメント 71 頁
- 31) 前掲 18) コメント 71 頁
- 32) 詳細は石井良助『印判の歴史』明石書店 1991 年 72 頁以下, 同「花押と家印」法セ 75 号 24 頁以下, 林修二「はんこの法律学」法セ 80 号 41 頁他参照
- 33) 林前掲 32) 41 頁
- 34) 合田前掲 2) 2 頁, 平成 28 年判決コメント金商 1501 号 10 頁
- 35) 中川 = 泉前掲 12) 500 頁, 穂積前掲 12) 342 頁
- 36) 石井良助編『明治文化資料叢書 (3) 法律編 (下)』風間書房 1972 年 143 頁
- 37) 平田厚「平成 28 年判決評釈」民商 153 卷 2 号 91 頁
- 38) 奥田義人『民法相續法論』有斐閣 1898 年 305 頁, 牧野菊之助『日本相續法論〔改訂 7 版)』巖松堂書店 1919 年 428 頁
- 39) 加藤永一『叢書民法総合判例研究 (57) 遺言』一粒社 1987 年 16 頁
- 40) 中川 = 泉前掲 12) 520 頁, 野村豊弘「評釈」セレクト 1989 (法教 113 号別付) 26 頁, 和田千一『遺言法』精興社書店 1938 年 66 頁
- 41) 潮見佳男『相続法〔第 5 版)』弘文堂 2014 年 219 頁
- 42) 伊藤前掲 17) 56 頁
- 43) 近藤英吉『判例遺言法』有斐閣 1938 年 48 頁
- 44) 阿部徹「自筆証書遺言の方式」家族法百選〔新版・増補) 263 頁, 内田貴『家族法Ⅳ〔補訂版)』東大出版会 465 頁, 中川善之助編『注釋相続法 (下)』1955 年有斐閣 41 頁〔青山道夫], 同編『注釈民法 (26)』有斐閣 1973 年 72 頁〔久貴忠彦], 同監修『注解相続法』法文社 1952 年 295 頁〔小山或男], 柚木肇『判例相續法論』有斐閣 1953 年 323 頁他
- 45) 水野紀子「評釈」法教 109 号 105 頁
- 46) 柚木前掲 44) 323 頁
- 47) 近藤前掲 43) 48 頁
- 48) 谷口知平「評釈」民商 73 卷 3 号 109 頁
- 49) 伊藤昌司「評釈」判タ 667 号 68 頁
- 50) 中川編前掲 44) 72 頁〔久貴忠彦], 中川 = 加藤編前掲 5) 93 頁〔久貴忠彦]
- 51) 青竹美佳「評釈」金商 1486 号 121 頁
- 52) 小田原満知子「平成元年判決解説」平成元年度最判解〔民事篇) 15 頁, 大和勇美「最三判昭和 49.12.24 解説」昭和 49 年度最判解
- 53) 落合福司「評釈」帯広大谷短期大学紀要 27 号 128 頁以下, 中川高男「拇印による遺言上の有効性」ひろば 42 卷 8 号 61 頁, 牧野前掲 38) 428 頁, 柳川勝二『日本相續法注釋 (下卷)〔三版)』巖松堂書店 1926 年 328 頁

- 54) 詳細は加藤前掲 6) 他参照
- 55) 牧野前掲 38) 428 頁, 柳川前掲 53) 328 頁他
- 56) 佐藤隆夫「遺言の方式」前掲 15) 『家族法体系Ⅶ』167 頁, 中川監修前掲 44) 295 頁 [小山], 和田前掲 40) 66 頁
- 57) 阿部前掲 44) 264 頁, 中川編前掲 44) 41 頁 [青山道夫], 高野竹三郎『相続法要論』敬文堂出版部 1975 年 273 頁, 中川淳『相続法逐条解説 (下巻)』日本加除出版 1995 年 60 頁以下, 中川=泉前掲 12) 520 頁
- 58) 詳細は平田前掲 37) 94 頁以下参照
- 59) 中川善之助『相続法』有斐閣 1964 年 339 頁
- 60) 久貴忠彦「自筆証書遺言の方式をめぐる諸問題」中川善之助先生追悼『現代家族法体系 (5) = 相続Ⅱ』有斐閣 1079 年 234 頁他
- 61) 久貴前掲 60) 234 頁, 中川善之助編前掲 57) 41 頁 [青山], 中川・泉前掲 12) 520 頁, 中川高男『新版親族・相続法講義』ミネルヴァ書房 1995 年 427 頁, 松坂佐一『民法提要 親族法・相続法 [第 4 版]』有斐閣 1992 年 311 頁他
- 62) 平田前掲 37) 94 頁
- 63) 前掲 34) コメント 9 頁
- 64) 岩藤美智子「平成 28 年判決評釈」法教 433 号 155 頁
- 65) 合田前掲 2) 3 頁以下
- 66) 合田前掲 2) 4 頁
- 67) 前掲 34) コメント 9 頁以下
- 68) 前掲 34) コメント 10 頁以下
- 69) 前掲最三判昭和 49.12.24
- 70) 合田前掲 2) 4 頁
- 71) 平田前掲 37) 92 頁
- 72) 合田前掲 2) 4 頁

主要参考文献

- 石井良助『印判の歴史』明石書店 1991 年
同「花押と家印」法セ 75 号 24 頁以下
同編『明治文化資料叢書 (3) 法律編 (下)』風間書房 1972 年
伊藤昌司『相続法』有斐閣 2002 年
内田貴『家族法Ⅳ [補訂版]』東大出版会
大村敦志『家族法 [第 2 版]』有斐閣 2002 年
奥田義人『民法相續法論』有斐閣 1898 年
加藤永一『叢書民法総合判例研究 (57) 遺言』一粒社 1987 年
加藤永一『遺言法の判例と法理』一粒社 1990 年
窪田充見『家族法』有斐閣 2011 年
近藤英吉『判例遺言法』有斐閣 1938 年
潮見佳男『相続法 [第 5 版]』弘文堂 2014 年
鳥津一郎教授古稀記念『講座現代家族法第 6 卷遺言』日本評論社 1992 年
高野竹三郎『相続法要論』敬文堂出版部 1975 年
中川淳『相続法逐条解説 (下巻)』日本加除出版 1995 年
中川善之助『相続法』有斐閣 1964 年
同=泉久雄『相続法 [第 4 版]』有斐閣 2000 年

自筆証書遺言の方式に関する近時の最高裁判決

- 同編『注釋相続法（下）』有斐閣 1955 年
同編『注釈民法（26）』有斐閣 1973 年
同＝加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）補訂版』有斐閣 2002 年
同監修『注解相続法』法文社 1952 年
同還暦記念『家族法体系Ⅶ』有斐閣 1960 年
同追悼『現代家族法体系（5）＝相続Ⅱ』有斐閣 1079 年
中川高男『新版親族・相続法講義』ミネルヴァ書房 1995 年
同「拇印による遺言上の有効性」ひろば 42 卷 8 号 61 頁
林修二「はんこの法律学」法セ 80 号 41 頁以下
穂積重遠『相続法〔第 2 分冊〕』岩波書店 1947 年
前田陽一他『民法Ⅳ親族・相続〔第 3 版〕』有斐閣 2015 年
牧野菊之助『日本相續法論〔改訂 7 版〕』巖松堂書店 1919 年
松坂佐一『民法提要 親族法・相続法〔第 4 版〕』有斐閣 1992 年
松原正明『全訂先例判例相続法Ⅳ』日本加除出版 2010 年
柳川勝二『日本相續法注釋（下卷）〔三版〕』巖松堂書店 1926 年
柚木肇『判例相續法論』有斐閣 1953 年
我妻榮＝立石芳枝『親族法・相続法』日本評論社 1952 年
同他『民法 3 親族法・相続法〔第 3 版〕』勁草書房 2013 年
和田千一『遺言法』精興社書店 1938 年
他本文中に掲げたもの